

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和  
書記 中山 直子                      書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	危機管理課長 ……………	安川 忠行
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	太田 一男
税務課長 ……………	松田 博幸	会計課長 ……………	瓦田 浩一
住民課長 ……………	八島 勝行	健康福祉課長 ……………	尾上 靖子
環境農林課長 ……………	久我 政克	管財課長 ……………	矢野 量久

都市整備課長 …………… 藤木 義和                      上下水道課長 …………… 前田 友博  
学校教育課長 …………… 川畑 廣典                      社会教育課長 …………… 佐伯 剛美  
こどもみらい課長 …… 飯西 美咲

---

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしていますので、御確認願います。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。4番、丸山議員。

○**議員（4番 丸山康夫）** 4番、丸山です。9月定例会議会の最初の一般質問であり、また、10月からは今9月議会の録画配信もスタートします。町政や議会に対して町民の皆様の関心を高め、より多くの方々にまちづくりに参画していただきたいと願うとともに、一般質問においても、これまで以上にしっかり取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最初の質問に入ります。

最初の質問は、交通弱者への支援強化を。運転免許証返納を推進するための支援策はということで行っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

さて、2019年に起きた東池袋自動車暴走死傷事故に代表される高齢ドライバーが引き起こす交通事故は、社会問題となっており、公共交通網が発達している都心部でさえ免許証の返納が進まず、痛ましい事故が繰り返し発生しています。

宇美町でも今後は高齢化が急激に進み、高齢ドライバーの数も爆増していくと思われま。それに比例して運転免許証の返納を検討しておられる方も増えてくると思われま。日常生活において買物や通院などで自家用車がないと大変不便を感じ、免許証の返納をためらう方が大勢おられるというのも事実ではないでしょうか。

安全、安心なまちづくりを推進していくためにも、高齢者がためらうことなく運転免許証を返納できる環境整備が大切になってくると思われま。

さて、宇美町では、これまで運行していた福祉巡回バスハピネス号を廃止し、2月からオンデ

マンドバスのるーとの導入が決定しており、これまでと比べると格段に便利になるとは思いますが、高齢者をはじめとする運転免許証を返納された方、また妊婦さん、小さなお子さんを抱えた方など交通弱者への配慮、特に経済的な支援が足りないのではないのでしょうか。

これまで無料で利用できていた福祉巡回バスをオンデマンドバスのるーとに切り替えることで、確かに利便性は格段に向上するのですが、経済的な面を見ると若干後退する面も見受けられます。

こうした課題は、常に自分の身に置き換えて検討していくことが大事であると、私は考えています。

それでは質問に入ります。

政策を構築していく上で対象者を明確にすることは大切なことです。町では高齢ドライバーの定義をどのように捉えておられますか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。まず、高齢ドライバーの定義につきましては特にございませんが、70歳から運転免許の更新時には高齢者講習が必須になります。また、75歳以上からは認知機能検査が必須となり、さらに過去3年間に一定の違反がある75歳以上のドライバーについては、運転免許更新時の運転技能検査が義務化されました。

こういったことから、施策の構築につきましては70歳以上または75歳以上が考えられると思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。続きまして、予算や政策、これを考えていく上で対象者となる人数を把握しておくことは非常に大切なことであろうと思っています。運転免許証の返納が望まれると考えられる宇美町の高齢ドライバーの人数、これを把握しておられますか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼します。運転免許証の返納が望まれる高齢ドライバーにつきましては、個人差があると思いますので、その判断というのはなかなか難しいかと思っています。

当町の70歳以上の運転免許証の保有数は4,059人、75歳以上で見ますと1,555人になります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） かなり予想していたよりも多い数字じゃないかなと思いますけれども、問題は、これからそういった対象となる方がすごい勢いで増えてくる、ここが非常に問題ではないかなと、こう感じております。

また、高齢ドライバーや、その家族の方々が、じゃあどのような支援を望んでいるか、これを調査するという事は非常に大切なことではないかなと思っています。

高齢ドライバーや、その家族の方々に対して、運転免許証の返納に関するアンケート調査などを行った経緯はございますか。調査したことがあれば、結果をかいつまんで説明していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 高齢ドライバーやその家族の方に対しまして、町がアンケート調査等を実施したことはございませんが、平成27年度に警視庁が運転免許証の自主返納に関するアンケート調査を実施しております。その結果として、運転継続者の多くは、自主返納をためらう理由として、車がないと生活に不便なことを挙げております。

また、その自主返納のために必要な支援としては何ですかという問いに関しましては、交通機関の発達や交通手段に関する支援の充実といった移動手段に関する支援が必要と感じるのが多いという結果が出ております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 宇美町では、アンケート調査等を実施していないという回答でした。警視庁が27年に行ったということなんですけれども、やはり町民アンケートとか、特に、政策を決定する上での判断材料として、町の総合計画作成する前にアンケート調査等行われたと思います。できたらそういった中に、きちんと項目を盛り込んで政策を行っていく、構築していく上での判断材料にぜひしていただきたいなど、こう思っております。

やはりニーズ、そういった調査を行うことということから政策の構築進めていっていただきたいなど、こう思っている次第でございます。

さて、こういったこともお聞きしなきゃいけないと思いますけれども、近隣自治体における運転免許証返納者に対する支援策、一部私も把握しておりますけれども、調査したことございますか。ぜひ回答を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼します。近隣、糟屋地区の支援策について御回答させていただきます。

まず志免町、粕屋町、篠栗町におきましては、70歳以上の方に1人1回限りでございますが、5,000円のICカードを交付しております。

須恵町におきましては、この対象年齢がちょっと変わってまして75歳から85歳までの方について、これ毎年度になります。4万円相当のIC乗車券の交付を行っております。

新宮町におきましては、70歳以上の方に対しまして1人1回になりますが、コミュニティバスの回数券2万円分または1万5,000円のICカード乗車券の交付を行っております。

久山町におきましては、70歳以上の方に対しまして1人1回限りになりますが、1万円のコミュニティバスの乗車回数券を交付しております。

古賀市につきましては、今のところ支援策は行っていないというような状況になります。以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そうなんです。須恵町なんです。私も隣の芝生は青いというような議論はなるべく避けたいと思っていますけれども、お隣の須恵町、これよく決断されたなと思っていますけれども、4万円支援策、毎年。

たしか10年間にわたってとかということをごらんと聞いたことがあります。これは定かじゃないんですね。ありますけれども、やはり近隣の自治体でも、それだけの支援を行わないといけないう判断がなされている。これを非常に重要視していきたいなと私は思っておりますが、じゃところで宇美町では、じゃあどういふふうになっているの、これは非常に気になります。

宇美町において、現時点で免許証を返納された方に対する支援策など、これ行っておりますか。ぜひ、回答を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 現時点では当町としましては支援策を行っておりませんが、免許証を返納することにより、外出する機会が減り、ひきこもりとかにならないよということもありますし、今回、オンデマンドバス導入に合わせまして、免許返納者の方に対しまして1万円のクーポンを付与するように予定をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 現時点では何の対策も行っていないけれども、「のるーと」で1回限り1万円、こういった政策が出されています。これは2月から導入されますけれども、これでも私が足りないと思ひまして、今回の一般質問に踏み切ったわけなんです。

さらに、例えば、お腹が大きくなられた妊婦さん、この方が自ら自動車を運転して買物や通院されること、これは非常に大変だなと思っています。また、小さなお子さんがおられる家庭では、家に閉じ籠もりがちになってしまうこともあるでしょう。気晴らしに、例えば、子育て支援センターや図書館に行くなどして気晴らしをする、こういったことも大切になるんじゃないかなと思っています。こういった気晴らしが定期的にできていないと、産後うつなど別の問題も発生してくるんじゃないかなと、こう思っております。

高齢者だけでなく、妊婦さんや小さな子どもさんを抱えた方なども私は交通弱者に含まれてい

ると思いますけれども、特に子育て支援の観点から何か支援策を行っておられますか。これ現時点のことで結構です。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 子育て支援の観点から、妊婦さんや小さなお子さんを抱えた方など、交通弱者に対する支援は現時点では取り組んでおりません。自家用車の所有率が高い若い方にとって、交通移動に関する困りごとは潜在化していることも十分に考えられます。

母子健康手帳交付時や健診、訪問において、妊婦さんや子育て中の保護者から困りごとをお聞きする機会はたくさんありますので、つわりがひどいときの妊産婦健診や、家族などの協力が得られないときの出産のための入院・退院、お子さんと一緒に外出など具体的な例を挙げ、交通移動のニーズの把握に努めていきたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 宇美町は、子を産み、育てたくなるまち、宇美というのをキャッチフレーズにしております。ただ、目玉となる政策というのが、今のところないんですよね、それほど。あることはあるんですけども。特に、そういった交通弱者に対する支援というもので現在行われていない。これからやっぱりしっかり構築していく必要があるんじゃないかなと、こう考えております。

今、総合計画の策定というのが進んでおります。総合計画は、宇美町の将来像を見つめた上で必要な政策や事業計画を構築し、きちんと書き記しておくことであると私は思っています。

総合計画に、オンデマンドバスの導入以外に、例えば、運転免許証を返納された方への支援あるいは妊婦さん、小さな子どもを抱えた御家庭、いわゆる交通弱者に対する支援、こういったものが、まだほとんど見受けられないんですよね。実際、私も全部めくってみました、原案を。入っていないんですよね。

こういった問題、どの部署が担当し、これからどのように政策を構築していこうと思っておりますか。ぜひ回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） 様々な状況において公共交通の使いづらさを感じておられる町民の方は、一定数おられると認識をしているところでございます。

一方で、生活スタイルや身体的特性から想定される課題は、それぞれ違ってくると思われまます。適切な支援を行うためには、状況を把握している各部署が担当することがよいと考えているところでございます。

また宇美町では、地域の移動手段として将来的にも持続可能な公共交通を目指すため、公共交通の在り方を示す地域公共交通計画の策定に取り組んでいるところでございます。

この計画策定の基礎資料とするために、10月中旬までに日常の移動に関するアンケートを実施いたします。このアンケート結果から得られる課題について各課と協議をしまして、それぞれの対象者に必要な施策を各課が連携して検討したいと考えているとでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） せっかくアンケート調査も実施されるということで、それをしっかり分析していただいて、次の政策に反映していただきたいと、こう思っております。

のる一との運賃表も、さきの全員協議会で示されました。先ほども言われましたけれども、運転免許返納者には1人1回限り1万円のクーポン券ですかね、支給。また幼児は無料、小学生は100円なんですけれども、子どもを連れてくる親、これ200円しっかり取られるんですね。これでは、高齢ドライバーも正直言って運転免許証を返納する気にならないんじゃないかなと、こう思っています。

また、子どもさん、これは幼児や小学生低学年をぜひ想定していただきたいと思いますが、子育て支援センターや図書館に連れて行きたいんだけど、のる一に乗って連れて行くにも往復400円から600円かかるとなれば、なかなかお出かけする気にもならないんじゃないでしょうか。

この交通運賃体系、さっきも言われました地域交通会議の中での決定事項ということで、2月の運行から、この料金体系で進むこととなりますけれども、オンデマンドバスのよいところと言えば、料金形態など運用の見直しが容易であり、不備な面はどんどん改善していける、これはメリットじゃないかなと思っています。

スタートは、これで行くしかありませんけれども、改善を視野に入れていただいて、今後、検討していただきたいなと思っています。

これまで福祉バスの利用料金は無料で、年間4,200万円ほどの予算が必要でしたけれどものる一とは利用料金も徴収されますし、県からの補助金もあると、活用できると聞いています。経常収支もとんとんまでいかないとしても、大幅な改善見込めるんじゃないかなと思っていますけれども、まちづくり課では、そのあたり試算されていると思います。ぜひ見解をお示しいただきたいなと思っています。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） のる一と導入後の令和5年度の収支予定について御回答をさせていただきます。

まず、運行に係る経費につきましては、運行維持サポート費や電話オペレーション費、IC機器使用料、運行事業者への運行負担金等を合計しまして約4,900万円と試算をしているところでございます。

一方、収入につきましては、この運行事業費に対する国県補助金などを合計しますと約2,000万円となるものでございます。

なお、国県補助金につきましては、要望額に対し全額配分された場合の金額となりますので、実際は減額になる場合もございます。よって、経費から収入を差し引きますと約2,900万円の一般財源を要するという試算になりますが、現状のハピネス号の運行経費約4,000万円と比較しますと約1,100万円の改善が見込まれるところでございます。

また、のる一との利用者を増加させるとともに、アプリからの予約者を増加させることで経費削減につながり、この数値はさらに改善してまいりますので、今後のる一との利用促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、改善等行っていただいて、浮いたお金が発生しますから、ぜひ有効に活用していく、これをやっぱりやっていかなくちやいけないなど、こう思っています。

今後、地域交通計画の見直しにつきましては、しっかり議論していただきたいと願っていますし、できましたら決定事項ではなく案の段階で議会に諮っていただきなりしていただくことを願っております。

さて、これから高齢者に優しい町、そして、子育て支援に力を入れていこうとする町であるならば、オンデマンドバスのる一との導入に頼るだけでなく、独自の支援策も考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

町の総合計画も策定されており、もちろんそういった審議会でも意見を言わせていただいていますけれども、この機会に交通弱者に対する支援をもっとしっかり考えていくべきではないのでしょうか。

例えば、免許証を返納された方や妊婦さん、小さなお子さんを抱えている家庭には、交通系カードあるいは昨年導入したペイペイなどの電子マネーで年間3万円分ぐらい、最低のところではありますが、補助を出してサポートする。それがタクシーチケットとか、そういったやり方でもよいと思います。

財政調整基金も、また庁舎建設等基金にもしっかり積み増しされまして、今回の補正予算では合わせて31億円まで回復しています。しっかりため込むことも大切なんですけれども、やはり有効に活用してこそ町の予算というのは生きてくると思います。

最後に、町長にお尋ねしますが、今後、町は運転免許証を返納された方をはじめとする、いわゆる交通弱者に対してどのような支援を行っていこうとお考えですか。ぜひ回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。



○町長（安川茂伸） ありがとうございます。全国で多発しております高齢ドライバーによる悲惨な事故を未然に防ぐということは、御提案のように、これから先さらなる高齢化社会を迎える上で大きな課題であろうかというふうに認識しております。

技術的には、自動車メーカーの自動運転の技術も完成に近づいているという報道もありますが、まだ未完成のようでございます。

御質問にあります加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの運転免許証の自主返納につきましても、これからの大きな問題であるというふうに認識しております。

これには、本人や家族の理解も当然ですが、地域社会の支えや協力も必要になってくるというふうに思っております。

私ごとになりますが、一昨年、同居しております私の父が運転免許証を返納したことから、このことは実体験として身近な問題として捉えております。本人への説得・説明大変苦勞いたしましたし、高齢者を家庭に、家族に持たれる方は大きな悩みの種であろうかというふうに思っております。

でも、私の父の場合は免許更新前の講習の際、認知機能検査に軽度の認知症が見つかりまして、運転免許の更新ができなかったというのが正しいかもしれませんが、最終的には更新前に免許証を返納したわけでございます。60年以上にわたり、父は車の運転をしてきたわけで、本人の自尊心といいますか、プライドというか、それは大きく傷つき抵抗をはるかに、その抵抗は私たち家族の非常に心を痛めたところでございます。

それから2年間、約2年が経っております、近頃はようやく免許証のことは言わなくなったわけでございますけれども、認知機能のほうは徐々に低下しているのではないかというふうに思っております。免許返納前と後で大きく変わったことがあります。それは極端に行動範囲が狭くなりました。家の中にいることが多くなり、外出する機会が極端に減っております。

私は高齢ドライバーによる悲惨な事故の対応について、大きな課題であるということは間違いないと思っておりますが、運転免許証を返納した方への支援や精神的なケア等が、極めて大事になってくるのではないかというふうに思っております。

行動範囲が狭まる、会話する機会が減る、認知症がある方は進行が進む、それを防ぐためにも家族はもちろん自治会や地域コミュニティの方々の地域社会のサポートが必要になってくるのではないかというふうに思っております。町としましては今後も各小学校区コミュニティと共同で取り組んでいる介護予防事業などを紹介するなど、運動や脳トレに参加していただくことで社会的交流や身体活動を継続していただけるように支援をしてまいります。

御質問は、運転免許証を返納される方をはじめとする、いわゆる交通弱者にどのように支援を

していくのかという御質問でございますが、先ほど来、御説明また議員のほうからもありました令和5年2月からオンデマンドバスの導入をいたします。今後、のり一が自動車を所有していないなどの理由で交通手段に制限がある人などの交通弱者の移動手段の1つになるという大きな期待をしているところでございます。

のり一の運行にあたりましては、地域交通会議にお諮りし免許返納者に対しまして、インセンティブとして免許返納ポイント1万円分のクーポンを付与することとしております。あくまでも動機づけとしての政策でございますが、高齢ドライバーの方の運転免許の返納を考えていただく、1つのきっかけにさせていただきたいと思っております。ただ、このオンデマンドバスの導入は、私の公約でもあったわけでございますが、これで交通弱者への全ての支援が完成したとは、全く思っておりません。

運転免許証を返納された方への支援はもちろんですが、御提案の妊婦さんをはじめとする子育て世代への支援等々合わせまして、交通弱者全体への支援策として何ができるのかを多角的に研究し、次年度予算へ反映したいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 身近な課題としてしっかり捉えていただいている。また、かなり踏み込んだ回答もいただけたんじゃないかなと思っております。本当に感謝したいと思います。ぜひこれからの政策に、前向きに取り組んでいただけたらなと思っております。

次の質問に入っていきたいと思っております。2番目の質問は、町の職員採用と育成方針は。計画的な職員採用と待遇改善で離職者の減少をと題し行いますので、よろしく願いいたします。

7月号の広報に、令和4年度の宇美町役場職員の採用試験の案内が出されまして、技能労務職の募集では浄水場勤務と衛生センターにおける産業廃棄物処理業務、これ一人ずつ募集されておりました。昨年、若手の労務職員が相次いで退職されたことに起因していると思っておりますけれども、このような事態が続いていくと事業継続にも支障が出るとともに、人材を確保するために大変高額な業務委託料が生じることにもつながってくると思っております。

特に、宇美町の水道事業は豊かな自己水源があるにもかかわらず、約8割の水を福岡地区水道企業団から購入しており、その代償としまして町民は福岡都市圏でも一番高いといわれている水道代を支払っています。様々な自助努力により水道事業に係る経費を抑えつつ、その成果をできる限り水道代に反映させた上で、住民負担を軽減させていくということが、事業主そして監査機能を持つ我々議員に課せられた大きな使命であると認識しています。

こうした事態が続いていきますと、特に上水道事業において民営化につながりかねないと、私はそういった懸念も持っております。町の浄水場や最終処分場の健全な運営のためにも、計画的な職員採用と待遇改善で離職者減少を図ることが大切ではないでしょうか。

このような趣旨で一般職の採用方針と合わせて、労務職の職員採用方針及び育成方針を問いたいと思っています。

初めに、宇美町の職員定数の現状と実態に関して質問していきたいと思います。これは町長部局、教育長部局、そして企業会計に分けられると思いますが、また最近では新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種など新たな業務も発生しており、最近までワクチン推進本部も設置されていました。

各課においては、慢性的な人員不足も生じているのではないのでしょうか。それなのに新規採用枠、労務職2名、一般職2名、障害のある方を対象とし2名の6名の募集になっていました。定年延長も議論されていますけれども、そういったことを踏まえて定数管理の現状についてお尋ねしたいと思います。

最初の質問です、各課の定数管理、職員定数の現状はどのようになっていますか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。まず宇美町職員の定数管理についてでございますけれども、この定数管理につきましては宇美町職員定数条例に基づき行っているところでございます。なお、定数管理につきましては課ごとではなく、先ほど議員のほうからもありましたように部局ごととなっておりますので、部局ごとに回答させていただきます。

まず合計ですけれども、合計で定数は宇美町は210名となっています。そうした中、令和4年8月1日現在でいきますと、職員数は190名ということで、差が20名ということになっています。内訳でいきますと、町長部局が定数126に対して実数が121、差が5ということになります。それから、議会事務局が定数4に対して実際が3で差が1、教育委員会が部局が定数62に対しまして51の実数ということで差が11、公営企業の部局が定数18に対しまして実数が15ということでその差が3、合計で20の差があるということになっております。

それから、過去5年間の職員の総数を見ていきますと、平成30年度と31年度は199名です。令和2年度が200名、令和3年度が198名、大体定数との差が10名程度で推移をしていったところでございますけれども、昨年度につきましては退職者が13名と特に多い年度でございましたので、令和4年度の職員数は190名ということで、差が20と大きく減っておるところでございます。

これにつきましては、町長町議選の影響をはじめ、保育園の民営化に伴います民間への転職、それから定年前の依願退職等に起因するものでございます。定数管理や定員管理計画につきましては、職員の中途退職に大きな影響を受ける非常に難しいものでございますが、議員が言われるとおり計画的な職員採用と同時に、離職者が出ないような魅力ある職場づくりに努めていかなければ

ればならないというふうに考えております。

今後も、定数条例に基づきまして適正な人事配置を行うとともに、予定をしております機構改革の際にもし必要があれば、定数条例の見直し、これも念頭に置きまして適正な機構と業務量に応じた適正な職員配置のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。しっかり少ないですね、去年に比べたらもう10人近く減っていると。大きな問題じゃないかなと。また職場の疲弊っていうのが、やっぱり私たち見ている感じちゃうんですよ。ぜひ改善に向けてしっかり取り組んでいただきたいなと思っています。

2つ目の質問ですが、浄水場及び最終処分場の業務継続において、現在までどのように対処してきたのか、特に浄水場の管理業務は高額な委託料を払っておられますし、今回の補正予算でも明らかになったんですが、一般職の方が浄水場に勤務されていると思います。委託料の実態や職員の勤務状態も、詳細にわたって説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。まず浄水場の関係になりますので、所管しております上下水道課より回答させていただきます。

まずは、現在の勤務体系となった経緯から御説明させていただきます。令和2年度は労務職員2名、非常勤職員1名、会計年度任用職員1名の計4名で、交代制による24時間体制で浄水場の勤務を行ってまいりましたが、労働基準法の関係から令和3年度においては、労務職員2名と会計年度任用職員2名の計4名と人数は変わりませんが、勤務時間帯を朝6時から夜23時までの17時間勤務として、浄水場運営を行うこととなりました。

仮に不在となる7時間に異常があった場合には、水道技術管理者を含む職員に異常のメールが通知され、支給しているタブレット端末により情報を確認し対策を講ずることや、浄水場敷地内への不法侵入を防止するために、警備会社と契約を結んで対応をしているところでございます。

しかしながら、本年1月末に労務職員1名が退職したことに伴い、時期的にも職員採用試験の応募や会計年度任用職員の確保が困難であったため、臨時的に本年2月から浄水場での勤務経験がある職員を急遽配置し、安定供給に努めたところでございます。

本年4月からは、安全で安心な水の安定供給を行うためにも、必要である人員が確保できていないこと、また臨時的な職員の配置も踏まえまして、水道施設運営管理の支援業務として株式会社ファノバ九州支店と924万円で業務委託契約を締結しているところでございます。

この支援業務委託には、専門的な知識や技術を有する人的支援のほかに、今後浄水場などの施設経験がない職員でも勤務ができることを目的としたマニュアル作成も含めております。本年

5月からは、臨時的に浄水場での勤務をしていた職員を本庁勤務に戻し、労務職員1名、会計年度任用職員2名そして業務委託業者から支援の1名の計4名で、管理運営を行うことといたしました。

また、8月からは一般行政職員1名を浄水場勤務として配置し、計5名で浄水場施設の管理運営を行っているところでございます。現在は、ベテランの職員さんに同行いたしながら、施設の点検管理や水質検査に係る採水など、日々経験を積んでいるところでございます。

本年は、浄水場勤務職員の休暇等に配慮しており、浄水場勤務の職員が休んだ場合などで不在となる場合は、ほかの職員が浄水場勤務を行うなど非常に厳しい状況下ではございますが、職員一丸となって現在対応しているのが現状でございます。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） それでは、環境農林課が所管しております最終処分場の件について、お答え申し上げます。

現在の最終処分場の勤務体制に至った経緯ですが、令和3年1月末まで元職員の会計年度任用職員1名を含む3名の労務職員で業務を行っておりました。そのうち2名が年度末までに依願退職されたことにより、令和4年度の職員採用ができず、現在の最終処分場の勤務体制は労務職員1名、事務補助員の派遣として1名の2名体制となっております。

この労務職員1名につきましては、最終処分場の維持管理業務を行う上で、廃棄物処理施設技術管理者等の有資格者であり、そのほか建設機械の運転免許や多種の資格を有した職員でございます。また、事務補助員1名につきましては、最終処分場の労務職員が1名となったため、労務職員の事務的補助を担うためによるものでございます。勤務日は土日祝日を除く243日、勤務時間は8時半から17時までとしております。

業務内容は、事務的補助で管理棟内の清掃及び周辺のコブの清掃、最終処分場における報告書の作成業務、トラックスケールの計量操作、来客、電話対応、その他必要な業務となっております。このような状況の中、今年度につきましては環境農林課の職員を適宜配置し、業務を補う形で対応しております。管理業務補助といたしまして、場内の草刈り、業者との協議、ボランティアごみ袋の破袋作業、わかすぎへの可燃物持ち込み、倉庫内の整理清掃、台風等の事前片づけ、事務補助員の休暇中の電話対応、トラックスケールの計量対応などでございます。

さらには、クリーンパークわかすぎから週4回搬入されている不燃残渣の整地、覆土処理におきましては、業者へ委託する段取りで話を進めており、労務職員の負担軽減を目的とし実施予定といたしております。この件につきましては、費用対効果も検証いたしまして、次年度へも反映できればと考えております。

現在のところは、最終処分場と環境農林課で連携を密にし、適切な業務を行っております。し

かし、限られた人員のため職員の休暇が取りづらいなど、多少無理が生じているところもございます。これらを踏まえまして、さらなる改善策を施し対処していきたいと考えています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 浄水場もさることながら、最終処分場の業務非常に多岐にわたっている。非常に詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。よく分かりました。率直にお尋ねしたいです。令和4年度の労務職2名の採用で、この事態というのは改善されるんですか。ぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。本来浄水場の勤務は安全で安心な水を供給するために、町内の水道施設の状況を把握し、仮に災害や凍結等で水道管が破損した場合に、給水範囲を調整しながら影響範囲を最小限に食い止めるようにバルブを操作したり、そのような作業で赤水が出ないように対策や、仮に赤水が出た場合の対応など、非常に経験や知識が大事になります。

現在マニュアルは作成していますが、ベテランの職員が在籍している間にこそ、そこで経験を積み、後々水道技術管理者になるべく職員を育てていく必要があると考えています。できるだけ早い時期に継承していけるように、浄水場での勤務経験がある職員を配置し、今後10年、15年先を見据えながら、職員が経験や知識を継承していける体制を構築する必要があると考えております。

そのようなことから、まずは労務職員を1名配置するとともに、現在草ヶ谷貯水池の管理人である会計年度任用職員1名を浄水場勤務に変え、草ヶ谷の管理を兼務することで業務の統合を図ってまいりたいと考えております。

今後の浄水場の管理運営につきましては、会計年度任用職員の年齢的な部分もございますが、先ほど御説明させていただきましたように、浄水場での勤務経験がある職員を含め一般行政職員2名、労務職員2名、会計年度任用職員3名の7名体制で、24時間安全で安心な水を供給してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 環境農林課のほうの御回答を申し上げます。

令和4年度は2名の職員採用を要望しておりましたが、業務系職員の採用関係で労務職1名となったところでございます。当課といたしましては改善策をいろいろと検討し、できる事案は取り組んでいき、来年度も今年度同様に環境農林課職員の応援体制を継続していき、令和3年度以前の職員体制労務職員3名で、最終処分場の適正な維持管理を図りたいと考えております。

なお、これらの事項につきましては職員採用計画等の関係もございますので、総務課と十分に

協議を行い、段階的にでも体制を整備したいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 改善は完全じゃないけど、ある程度図られると思うんですけども、私非常に疑問に思うのがこの労務職給与表、これを採用した職員採用、これ自体も考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと。先ほど災害対応のことを言われましたけれども、いざとなったときに動ける職員、こういったことを増やすためにも労務職に頼った職員採用じゃなくて、一般職をきちんと入れていく、そういったことも今後検討に値するんじゃないかなと思っています。

あと今後、途中離職者をなくしていくためにも、職員の計画的な採用と処遇の改善、先ほど言ったことも含まれるんじゃないかなと思います。町の対策はどのように考えていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。先ほど定員管理の質問の中でも少し触れさせていただきましたけども、定数管理や定員管理計画につきましては、職員の中途の退職に大きな影響を受ける非常に難しいものとなっています。

職員の計画的な採用につきましては、これも先ほど議員のほうからも少しありましたが、令和5年4月から施行されます定年の段階的引き上げ、これの影響等によりまして高齢職員の比率が高まることが予想される中で、組織の新陳代謝を確保し組織開発力を維持するために、一定数の新規の職員の採用については今後も継続的に行っていく予定としておるところでございます。

また、職員の給与の設定につきましては、国家公務員の給与表にも準じておりますため、人事委員会を持たない当町が独自に設定することはできないということになっています。今回の一般質問を受けまして、近隣市町に技能労務職の採用試験について調査を行いましたところ、民間に委託できる部分については委託をしているという自治体が非常に多く、現在も募集を続けている自治体はごく少数となっています。

糟屋地区1市7町においても、直近8年間で技能労務職の採用試験を行った市町は新宮町のみでございまして、この内容は渡船職員の採用でございました。福岡市におきましても、平成24年度以降技能労務職の採用試験は行っていないという状況でした。

今回、技能労務職員の採用試験の実施にあたりましては、試験問題の設定に困難を生じるなど全国的に見ても技能労務職の試験実施は減少しつつあります。そうした中、年齢要件等一定の免許等の要件を付して募集を行ったわけでございますが、エントリー数が極端に少なく今後採用に至るかどうかについてはまだ分からない状況です。

そうしたところで、やはり労務職今後も雇っていくのかという質問がございましたけども、労

務職というのは単純な労務ということですので、そこが浄水場、それから最終処分場がどういう仕事内容になるのか等で一般職でもいいんじゃないかというような議論が今後はなされていくんじゃないかというふうには思っております。

議員も御承知のとおり技能労務職につきましては、採用試験を実施する段階で試験内容、それから募集要件が一般行政職とは異なっています。しかしライフラインであります浄水場の勤務、それから廃棄物処理最終処分場維持管理業務を担っております処分場の勤務、宇美町、そして町民になくってはならない大切な仕事をされている場所でございます。

安心・安全で安定した水を供給すること、それから適切に廃棄物処理を行うというのは、町民が安全・安心に暮らすために非常に必要なことでございまして、10年後、20年後の宇美町の実態を見据えて取り組むべき問題であるというふうに認識はしております。

それから、もう一点の処遇改善についてでございますけれども、これも国家公務員の給与表に準じる当町が独自で給与法を設定することはできないという、ちょっとやむやとするとところがございます。

現在講じている措置といたしましては、行政職より年齢要件を緩和して結構な年齢まで幅広く受験できるようにしていること、また採用の際の初任給の計算につきましては、これは一般行政職と同様に民間経験を加味した上で適切な設定を行っていること。それから福利厚生につきましても、扶養手当、時間外手当等諸手当についても、一般行政職と同じように支給はされるというところは同じでございます。

それから、また浄水場のほうの勤務に限っての説明とはなりますけれども、基本給にはやはり結構な差がございますが、夜間勤務があることなどによりまして手当を含めた年収額については同年代の一般職とそれほど差は出ていないという状況にはなっておるところでございます。

また、同時に有給休暇の取得率については、今年度4月から8月まで、2職種の平均有給取得率の日数は7日ございまして、窓口部門を含む行政職の平均取得日数と比べて遜色ない状況とはなっておりますけれども、本庁舎からの応援があった中で取れたというところがございますので、そこはどうかというところがございます。

また、それ以外に町として講じている措置といたしましては、1つ目として、応募の段階で職務内容や給与表についての丁寧な説明を行いまして理解をしていただいた上で採用試験を受験していただくこと。それから2つ目に、採用された職員の仕事に関する進捗状況や相談に適切に対応し、職員を組織的に守り計画的に育てていくこと。3つ目に、そのための体制を強化していくこと等ございまして、この点については今後も徹底してやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。



○議員（4番 丸山康夫） 大変踏み込んだ回答していただけたなと思っています。ただ、やはり心配なのは人が足りないから安易に業務委託する。それがやっぱり一番ネックになってくるんじゃないかなと、そこだけは避けていただきたいなと思っていますけれども。

上水道事業では、業務委託によりマニュアルの策定と職員1名従事させているわけなんですけど、費用対効果、検証されてあると思います。ぜひ検証結果を報告していただきたいなと思います、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。先ほどの答弁と重複するところがあると思いますが、本年度におきましては、安定供給を行うためにも必要な人員確保が困難であったことから、水道施設運転管理者の支援業務として月13日間6時から23時までの浄水場勤務を業務委託しております。

また、この業務に合わせまして、全国的に浄水場の施設管理を行った実績で培った経験と幅広い知識を生かして分かりやすいマニュアルを作成することとしております。

現時点では、上水道施設の状況など現地調査を終え関係する資料の整理を行っているところであり、今後関係職員の意見聴取などの協議打合せを行っていき、本年度末のマニュアル完成を目指していくこととしております。

それぞれの業務内容に対して費用的なもので申しますと、あくまでも請負契約の見積り内での数値になりますが、水道施設運転管理の支援業務が759万円、マニュアル作成が165万円の内訳価格となっております。

今回の業務での町民の皆様へ安全で安心な水を供給するため、運転管理に伴う施設の点検や水質検査に係る採水など専門的な知識を有する技術者の配置、また今後の浄水場施設の運用や維持管理などで技術的な人材の育成に寄与していけると考えております。

そのようなことを考慮いたしますと、現在は当町における水道技術管理者並みの方がこの業務に携わっていますので、安定的な供給並びに将来を見据えたマニュアル作成には十分効果が発揮できるものになると期待しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 人件費として759万円という数字が出ました。これ課長さんの給料とそう変わらないんじゃないかなと思っていますけれども、それだけ高い人件費、必要経費も入ってくるんでしょうけど、それぐらいの必要経費がかかっている。やっぱり企業会計でございますから、そのあたりもしっかり検討していただいて今後の判断の材料にしていく必要があるんじゃないかなと、こう思っています。

一般職、労務職を含めまして、今後の町の職員採用方針どうなっているかお聞きしたいと思  
います。特に定年延長がもう決まっています。そのあたりも含めてぜひ回答していただきたいと思  
います。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。先ほどの私の答弁の際にも触れさせていただきました  
とおり、令和5年4月から施行されます定年の段階的引き上げの影響等によりまして、高齢職員  
の比率が高まることと予想される中ではございますけれども、職員の新陳代謝を確保し組織活力を  
維持するために一定数の新規採用職員の採用は今後も継続的に行っていきたいと考えております。

そうしたときに定年延長で退職者が出ないような年も出てきますので、やはり職員定数と実際  
の雇用する職員の人数の間には若干の差がないと、新規採用職員が雇っていけないというよう  
なところが出てくるということでございます。職員1人を雇いますと、その生涯賃金の合計につ  
きましては、事業主負担を入れると幅広うございますけれども約2億から3億円かかりますよとい  
うふうに通常言われております。

安川町長の目指します5つのビジョンを達成するために適切な定員管理、職員採用を行いつつ、  
全体的な業務継続を図り可能な限り人件費を現状維持しながら、働き方改革やワーク・ライフ・  
バランス両立のための新しい働き方、それから職場全体のモチベーションアップを目標に今後と  
も鋭意総務課としては努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そのあたり私たち議員も、しっかり目を配りながら注視していきたい  
など思っております。

最後に、私、上水道事業の民営化、これだけは絶対に阻止しなければいけないと思っ  
ています。安川町長にはまだ民営化に関しての見解をお尋ねしておりませんでしたので、町長の見解をお尋  
ねしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） お尋ねの上水道事業に限らず町の事業のうちアウトソーシング、いわゆる外  
注と申しますか民間の活力を使っていくものがなじむとか、ふさわしいものとそうでないも  
ののすみ分けがやはり、その都度都度必要であろうかというふうに思っております。

上水道事業につきましては、将来的な人口減少も見込まれ、それに伴う給水収益の減少や水道  
施設の老朽化の進行による更新などの維持管理、そして水道事業に携わる職員の確保など課題が  
蓄積しているのも現状でございます。しかしながら町民の皆さんに安全で安心した水を供給す  
るためにも、浄水場を含めた上水道事業の健全運営が不可欠であろうかというふうに認識をして  
おります。

そのようなことから、上下水道事業を民営化するという事は、水道施設の更新や維持管理などの対応をしてきた技術が民間へと流れていくことや公共側に民間事業者を管理指導してきた技術が徐々に失われるなど町民サービスの低下に結びつく懸念も考えられることから、現時点では私自身上下水道事業を民営化するつもりはございません。

現時点でと申し上げますと、すぐに方向転換をするのではないかというふうに思われがちでございますけれども、今回の判断するに当たりまして、担当課長、担当副町長にもしっかりヒアリングをしましてディスカッションしましたが、アウトソーシングのメリットは見いだせないというふうなことでございましたので、こういう御回答をさせていただきたいというふうに思います。

今後技術の向上や新製品の開発など時代の変化、進化もあるかと思いますが、その時点で常に町民の皆様にとってどれがベストな選択なのかを見極めながら、上水道事業の健全運営に努めてまいり所存でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） しっかりとした回答をしていただけて本当に感謝をいたしたいと思います。

これで2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目の質問です。ちょっと時間がないので早足になると思いますけど、よろしくお願ひします。

3つ目は学校プールの集約化をと、課題山積みのプール授業の改善をと題しまして小中学校のプール授業の改善に関しまして行います、よろしくお願ひいたします。

町には小学校5校と中学校3校があり、それぞれの学校に25メートルのプールが設置されています。また、小学校のプールには低学年児童用のプールも設置されているということです。

私は、この教育に関しましては、その全てを効率化で論じることは絶対に避けるべきであると、こう思っておりますけれども、水泳の授業に関しては課題が山積みであり改善していく必要があると、こう思っております。そしてプールの集約化など行い将来的に浮いた経費を事業改善、経営環境の改善、特に学校現場への人的支援に充てていく、そして教員の待遇も改善していくなどに使っていただきたいなど、こう思っております。そういった趣旨で質問させていただこうと思っております。

全国の水泳の授業も大きく今変わりつつあります。学校のプール思い切って廃止して、学校外の屋内プールを使用するケースが増えてきています。これはさすがに駄目というようなこともあるんですね。中学校では、中では水泳の授業は座学のみとか、体育館で泳ぎ方の形だけで教えるとか、そういったこともやられているようですが、これはさすがにいかんやろうと思っております。と言いますのも今の学校のプール、課題が山積みなんですね。全国的に施設の老朽化が進みまし

て改修費用も莫大な費用がかかっています。最近の酷暑や豪雨により授業ができない日も増加しています。またプールの維持管理は、先生方が大変忙しい中、時間外に行われてることもあるようです。また痛ましい水難事故を防止する意味でも大切な水泳の授業、今後どう続けていくべきなのか今回の質問で明らかにしたいと思います。

中学校の授業は体育の先生が担当しておりまして、それなりの技術指導、安全管理体制も整えた上で実施できていると思っておりますが、小学校のプール授業、私、直接最近見たことがないんですけれども、新聞やネットの記事を見ておりますと小学校の教員、水泳の授業に関しましてはもちろんある程度の知識は当然持ち合わせてあると思われませんが、専門知識を持っているかという面ではちょっと不安な面もあります。ある自治体の調査では、小学校教諭の4分の3が水泳の授業に自信が持てない、そういった調査結果も出ているようです。

日常のプールの維持管理は教員が全て行っていると思っております。大変な業務だと思います。中には水栓の閉め方間違えたり、反対にびょうを回してしまったりとかあるいは閉め忘れるなど莫大な水を無駄に流してしまって、後でとんでもない額の損害賠償を校長や担当する教員が負わされる、そういったケースも毎年のように出てきているんですね。

また、小学校のプール授業、教員が水着を着て泳ぎ方の指導できているのはまれだと思います。大半は日焼け対策を行いながら上から監視するだけではないでしょうか。もちろん安全監視は大切な取組で必ず配置しなければいけないということは申し添えたいと思います。

水泳は体育の授業の中でも特に専門知識を持った指導者による指導が大切で、これができないと泳ぎを習得できないまま義務教育を終える子どもも多いなど、こう思っております。こうした背景があるため、小学校の習い事の上位にいつもやっぱりスイミングスクールと上がってきております。宇美町でも夕方になるとスイミングスクールの送迎バスが町内をこう走っているのをよく見かけます。近隣の自治体でも、プール授業の民間委託も展開されており、宇美町でも検討を進めていく手はないでしょうかと思っております。

質問に入りたいと思います。初めに経費の面から聞いていきたいと思っております。学校プールの運営経費どのようになっていますか。ここは細かなこと、総額どのくらいかかっているか回答していただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 御質問のプールの運営経費ですけれども、内容としましては、ろ過器装置等の補修、それから水質検査、それと薬剤費、それと上水道代、こういうものが上げられると思います。令和3年度の実績値で言いますと水道代が8校、1校当たりの平均が約30万円、ろ過器補修それから水質検査、薬剤費を合わせて1校当たりの平均が大体12万円となりますので、1校当たりプールの運営経費については年間大体42万円、8校を合わせますと年間で約

337万円の経費がかかっておりました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そんなに高くないとは思っていますけれども、これに老朽化による改修なんかが含まれてくると莫大な金額になってくるんじゃないかなということで、改修計画及び予算そういったものはどのようになっていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 校舎や体育館等の建物につきましては、御存じのとおり長寿命化計画を策定して計画に沿って現在順次進行しておりますが、プールについては対象外となっております。現在のところプールの改修計画は作成しておりません。不具合が見つかった場合に即、臨時で随時対応しているというのが現状となっております。そのため予算についても、その都度臨時的に要求をしてつけてもらっているという状況です。

近年の実績から申しますと、平成30年度に宇美小学校のプールを大規模な塗装改修というのがありまして、これが約1,000万かかっています。それからその次の年、平成31年度には東小学校の小プールの塗装改修で約400万円、それから宇美中のろ過器装置これが修繕を要する事案がありまして、これが約大体200万円、こういったものが近年臨時で起こっているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） やっぱりそういったもの、ぼつぼつ発生してくるということで今非常に気になっているところじゃないかなと思います。

最近ではプールの授業を民間のスイミングスクールなどに委託する自治体も増えてきてるようです。近隣自治体における水泳授業の実態どのようになっているか調べてあったら回答してください、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 現在、民間委託にて水泳授業を行っている近隣自治体についてですけども、糟屋地区では現在志免町の志免東小学校、ここが学校単独で民間に委託をしていると聞いております。そのほか、糟屋地区ではもうありませんけども、そのほか太宰府市が民間委託を行っております。今年度は小学校3校の水泳を3業者に委託をして授業を行っているというふうに聞いております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 志免町は単独1校と太宰府市が3校と実際に民間委託されている自治体に宇美町は挟まれているというような感じなんですね。水泳の民間委託に関しては、以前一般

質問で提案されたこともございますが、その後、委員会等で報告されたこともなかったように思われます。検討を行った経緯はございますか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） プールの集約化、また民間委託につきましては、平成28年6月、それから令和元年9月の一般質問で取り上げられております。その間に令和元年度に実は民間業者と直接の協議を行った経緯があります。が、プール建設に伴う資金面、それから採算性の観点、そういったものから実現には至りませんでした。その後については特に検討は行っておりません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 一応検討はしたことがあるということなのですが、私からの提案も含めて聞いていただきたいんですけど、プールの収益化を行うことにより様々な改善点が図れるんじゃないかなと。温水プールを設置することで8校のプールを維持管理する必要がなくなると、この維持管理ですね、教員が今担っていたところが負担軽減になる。例えば学校のプール解体してフットサルコートとかスリーオンスリーのバスケットコートを設置してもよいでしょうし、特に校庭が狭いところ、学校大変喜ばれるんじゃないかなと思っています。

またプールの授業の時間枠としまして複数の専門の指導員に当たっていただく、技術的な指導もしっかり行える。特に小学校の教員は水泳の授業から解放され、その時間を他の教科の準備に充てていただくことにもつながり、学力の向上にもつながるんじゃないかなと期待できます。天候に左右されることもなくなりますし、高温になったプールサイドで、あっちあっちいと飛び跳ねるようなこともなくなりますし、気温が低いときのがたがた震えながら水に浸かることもなくなると思います。

やはり一番は義務教育が終了した時点で泳げない子どもの数が減少することにもつながるんじゃないかなと痛ましい水の事故も減ってくるんじゃないかなと思っています。町民プールとして一般の皆様へ開放することにもつながり、将来の医療費抑制にもつながるんじゃないかなと、こう思っております。

こういったことを踏まえて次の質問に行きますが、例えば町の中心部にある宇美中学校のプールを温水プールに改修する、あるいは町立のプールを設置し、年間を通して全ての児童生徒の水泳の授業を行うこと、こういったことが検討できないか、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 屋内温水プールという話ですけども、これがあれば天候等に左右されず年間を通して安全に水泳指導を行うことが可能というふうなことになると思います。

ただ、現実的には一般的な学校プールの建設費については、25メートルプールを造るとすると、おおよそ大体1億5,000万必要とされると聞いております。これが屋内温水となると上

屋の整備やそういった多額の財政支出を伴うことになるのではないかと考えられます。

また、そのほかには年間を通した維持管理費や水道使用量さらには学校の集約ということになれば、子どもたちの移動等に係る交通手段の問題等費用対効果考えますと、新たにプールを、温水プールを建設して学校の授業で利用するというのは、現段階では得策ではないのかなというふうにちょっと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 宇美町立の温水プール、できたらありがたいんですが、なかなか厳しいかもしれません。民間の企業を誘致したりして行くことはどうかであったり、現在民間のプールはないですけれども、例えばお隣イオンモールですね、すぐ近くにはプールもあります、志免にもありますね。そういった民間施設を利用すること併せて検討できないでしょうかね、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 先ほどの質問の中で、実は令和元年度に民間業者と協議をしたことがあるというふうにお答えしておりますが、その中でも若干その企業誘致については話になっております。

ただ、企業誘致となりますと当然企業側の運営方針、それから誘致する土地とかそういった問題がいろいろありまして、即座にこうというふうに進められるものではないというふうに考えております。

また、こういった問題は学校だけにとどまらず、町全体にも影響を及ぼしますので、今後も情報収集と調査研究を行ってまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ検討を深めていただきたいなど、こう思っている次第です。宇美町は様々な教育改革に取り組んでおられますし、子どもたちの学力もこの4年間で15から20ポイントほど改善し、県や全国平均にあと一歩まで近づいてきています。今後体育の授業改善にも取り組む考えがあるということでございますけれども、もう一歩踏み込んでいただいて、ぜひ課題山積みの水泳の授業改善に取り組む余地があるのか。いろんな授業改善もあると思いますが、ぜひ回答を求めたいなど、こう思います、よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 授業改善というお話です。水泳の授業改善につきましては、取り組む余地については十分にあるというふうに担当は考えております。今日お話のあった民間委託、それから集約化、また小学校における今後の専科教員の配置または専門家による指導、こういったものがそれぞれあるというふうに考えております。

いずれの取組についても、メリット、デメリットを十分に考えることや周辺の状況把握など情報収集に努めて今後調査研究を行っていきたいと考えます。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 今、課長の答弁をちょっと補足させていただきます。

以前、私は議会でこう回答しております、学校の水泳授業の実態把握、各学校の校長等の意見聴取を実施している自治体の検証内容などの情報を収集して調査研究をしまいりますというふうにお答えしております。

現在、水泳授業に関しましては、外部指導委託を実施している事例、さらには先ほどから出ております民間スイミングスクールと連携し、地域の水泳プールを効果的に活用して取り組んでいる、そういう事例等があります。さらには、これは校長等にも考えや意見を聴取してるんですか、メリットとしましてはプール管理面の教職員負担軽減、これ先ほど議員もおっしゃってました。それと、さらには専門的な指導員による指導、安全面の配慮。それと3つ目は、これは非常に校長たちとも話す中で非常にありがたいというのは、カリキュラム上、夏に限らず年間を通して授業ができるという、これが非常にいいなという話をしております。

ただ、デメリットとしましては、先ほどから出ておりますプールの誘致ですね。本町には現在ございませんので、そのあたりが考えられるし、もう一つが移動の時間の確保、これが授業時間数が取られますので、移動時間の確保とか、あと移動に伴う安全面、このあたりを配慮していくということでのデメリットが考えられますので。再度こういうふうに校長会等とも連携をしながら、さらには糟屋地区外のほかの自治体等の事例も情報収集しながら、先ほど課長が言いますのに今後調査研究を行っていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） なかなか難しいと思っております、本当に町立のプールを造る、これは宇美町の方針、新たなスポーツ施設あるいは公共施設はなるだけ造らないでおこうという、そういった方針にもそぐわないというところもあると思います。ただ、やっぱり民間活用とか、そういったところはやっぱり今後しっかり検討していただいて、やはりそれぞれの学校で運営する、そのメリット、デメリットをしっかり把握していただけたらなと。

宇美町は教育面では非常に改善進んできていると思っておりますし、それが教科担任の今後の特に体育の授業、こういったところに関してはやっぱりメリットというのは非常に大きくなります。集約化というだけじゃなくて、そういった改善にもしっかり取り組まれて、それが最終的に子どもたちの学力向上にしっかりつながってくればいいなと、こう思っております。

それでは、私の一般質問これにて終結いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員の一般質問を終結します。



.....  
○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時25分まで休憩に入ります。

11時15分休憩

.....  
11時25分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） おはようございますは、ちょっとあれですけれども、こんにちには近い状況でございますが、3番、高橋でございます、一般質問に入らせていただきます。

皆様も御存じのように、先週の5日の日に静岡県の牧之原市というところで幼い子どもの命が奪われる悲惨な事件が起きました。昨年も福岡県の中間市で起きたときの教訓が生かされず、ずさんな管理体制が要因であるというふうにされています。当町内におきましても多数の保育園が存在いたしております。このような悲惨な事件が二度と起きないように管理体制を徹底した指導が必要ではないでしょうかと思います。

また、コロナ感染が発症して今年で3年目を迎え6月ぐらいに収束するかに思いましたが、新たな症状のオミクロン株BA.2、5というのが急速に拡大し福岡県でも1日当たりの感染者が1万人を超える日が数日続きました。8月下旬には数千人単位と感染者数も徐々に少なくはなりましたが、収束が見えない状況なので感染予防対策を常に心がけていきたいと思います。

それでは、質問のほうに入りたいと思います。

次世代の子どもたちが住みやすく安心して遊べる環境とはということで、現在宇美町では子育て世代が住みやすい環境を作るためには、親や子どもが安心して遊ばせられるような施設の整った公園がありません。町長のビジョンにもあるように子どもたちを安心して産み育てることができるまちづくりを、また子どもが安心して遊べる場所づくりを積極的に取り組んでいくとされています。

私は、3月議会でも公園の問題について取り上げました。まだ6月議会においても安川議員が町内の施設を子どもの遊び場にできないかと質問されました。公園の問題は非常に住民の関心が高い事案であります。このため積極的な調査等をなされていると思いますが、現在の進捗状況及び計画などについてお尋ねします。

まずは、南町民センターの裏の芝生広場について前回にも取り上げられましたが、その後の進捗状況についてお答えください。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。南町民センター裏の芝生施設についてございま

す。今議員の方からもありましたように6月定例会の一般質問におきまして、安川禎幸議員から安心して子どもが遊べる場所として宇美南町民センターの芝生広場など既存の施設を活用することについてという御質問を頂きました。社会教育課におきましては、もちろん宇美南町民センターが社会教育施設であるということを前提に調査研究を進めてまいりました。

その後でございますが、8月の町の政策経営会議、これは政策を決めるための最上位の会議でございますが、その場におきまして宇美南町民センターの芝生広場の一般開放について付議いたしまして子どもたちの遊び場に供するため、基本方針として毎週日曜日を無料で一般開放することを前提に協議を進めていくということで議論をさせていただきました。結果、その方向で今後調整をしていくということになったわけでございますが。

ただ、一般開放するに当たりましては、地元地域をはじめ施設利用団体等への説明を行うとともに一般開放した際のルールづくり、こういったものも当然必要になります。その上で今既存の条例、それと規則、これらの改正も必要となります。したがって、これらを踏まえた中で本年12月の定例会に条例改正案等を付議する今予定で調整をしております。

なお、12月の議会で議決を頂きました場合は、来年令和5年の4月から宇美南町民センターの芝生広場を一般開放、毎週日曜日という形になりますが——するような方向で現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 御回答ありがとうございます。条例の変更ということで12月の定例会までには提案をしたいと、来年の4月には実施を行いたいということなので、ぜひともこれを早急に実施していただきたいと思います。

次に、宇美町総合スポーツ公園の整備と使用状況について、ここは担当部署が一緒だったので併せて進めていきたいと思います。状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。総合スポーツ公園の整備と使用状況についてということでございます。もちろん総合スポーツ公園も社会教育施設でございますので、社会教育ということで学びをスポーツを介して行うという理念の下に、この施設の管理をしているところでございます。

ここ数年の使用状況についてでございますが、コロナ禍でここ2年間は社会教育施設の使用をできないというような状況等もありましたので、実績につきましては平成31年、令和元年になりますが、その実績値について回答させていただきたいと思います。

利用件数につきましては、令和元年で年間358回、月平均にしますと約30回の利用がされ

ております。利用延べ人数ですが、年間で1万720人、月平均で893人という形になります。

ちなみに、使用料の収入に関しましては年間136万7,580円、月平均にしますと11万3,965円の収入がっております。

なお、土日祝日のサッカーの試合や大会等での利用がこの施設に関しては多うございます。また令和3年度からは県のラグビー協会さんのほうからラグビーの試合とかでも利用させていただきたいという形で、利用者は逆に言うと、このコロナ禍で少ない期間ではあります但し利用量は伸びているような状況です。

また、毎週土曜日は宇美町緑のグラウンド開放事業として町の芝生がある施設ですね、野球場とこの総合スポーツ公園と南町民センターの先ほどの芝生広場になりますが、これらに関しましては町内の子どもに対し無料開放している状況でございます。

ちなみに、この緑のグラウンド開放に関しましては、年間でこれ土曜日になりますので36日開放しております。時間で行きますと年間で約——すいません、時間に関しましては63.76%の利用という形になっておりますので、町内の子どもたちもこの土曜日無料で施設を利用することができておりますので、活発に今は施設の利用がされているというような形で思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。今、御説明いただきましたけども、設備の方で今回ナイターの照明安定器の撤去修理というのがありますが、併せて水銀灯をLEDに変えるということはできなかったのでしょうか、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。管理の部分につきましては、今議員のほうからも質問がありましたように今回安定器の撤去という形で補正予算のほうでも計上させていただいております。

ちなみに、この総合スポーツ公園に関しましては、今議員の御質問がありましたように基本的に今、水銀灯で108基の照明をつけております。この108基につきましては近い将来水銀灯が全面廃止されるということでLED化に変わっていくという形になります。

問題はこのLED化した場合、全てを町でやり直すもしくはレンタル、リースですね、こういったことを行う業者もございます。年間におおよそ2,400万円程度の金額がかかるという形になります。問題はLED化することにより照明の発光量は非常に多くなるということで、現在の108基あるその照明に関しては、かなりの数を削減することができるんじゃないかという形で考えておりますが、いずれにしても2,000万超の予算を必要とする事業になります。

ので、施設の長寿命化の中で、町全体の中でこの予算繰りのことも含めまして今議論を進めているところでございます。

近い将来のこの水銀灯がなくなるタイミングでこれらの問題も解決していかなければならないと受け止めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひともそれを早急にやっていただきたいと思います。

続きまして、今の宇美町総合スポーツ公園は公園という名称がついているように、スポーツ競技だけじゃなくて休息や憩いの場所じゃなければならないと思っております。現在スポーツ競技のみが利用されているんじゃないかというふうに受け止めております。

今後の計画を見直すのであれば、休息や憩いの場として活用できる、期間限定じゃなくて常に活用できるような場所づくりを考えていきたいと。

また、公園の活性化を図るためにいろんな催し物とか企画等を検討されていると思いますが、それについての答えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。この社会教育施設ですが、ほぼ補助金を国県の方から頂きながら整備したという経緯がございます。それに基づきまして施設を造るに当たります補助金のメニューの中で公園整備という形で、施設名に公園という名前がついております。分かりやすく言いますと総合スポーツ公園しかりですが、原の前の野球場もスポーツ公園、それと林崎のテニス場もスポーツ公園として整備をした経緯がございます。

これらを受けまして、今議員おっしゃいますように一部は公園であるという形になっておりますが、施設のその運用に関しましては柵の中と柵の外という形で施設とスポーツ施設のすみ分けを行っております。なぜなら社会教育施設は、基本的には利用申請をして使用料を頂くと、申請をして利用の決定をしないといけないという段階を踏んで利用させるというのが大前提になっておりますので、公園は不特定多数の方たちが憩いの場でお越しになるという形になっておりますので、柵の中、外で今のところ区別をさせていただいております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） スポーツ競技がメインであるということであれば競技場という形の名称になってくると思うんですね。であれば、公園として使えるのであればやはり今言われたような形で皆さんが安心して遊べる、いつでも利用できるような施設に変更していただければなどというふうに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、林崎公園における遊具施設場所の環境整備について御質問したいと思います。

今の公園はテニスコート用に併用されている場所であり、遊具も2基ほど設置されていますが、その横に樹木が数本植えてある芝と言うんですか草の場所があります。そこにベンチやテーブル等の施設を置いて憩いの場としての整備ができないか。また定期的な清掃活動というのが必要と思います。私が見に行ったときには草ぼうぼう生えてまして人がゆっくり休まれるような場所ではございませんでした。そのあたりについて状況をお答え願えればと思っております、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 失礼いたします。林崎公園につきましては、遊具関係につきましては都市整備のほうで管理しておりますので都市整備課のほうから御回答をさせていただきます。

林崎公園の遊具施設場所の環境整備につきましては現在設置されております遊具は林崎公園テニスコート奥の広場に設置をされております。令和2年に社会資本整備総合交付金を活用いたしまして以前設置のあった箇所と同じ箇所に複合遊具を整備をしております。

また、設置に当たっては地元の自治会に説明を行いながら実施をしておりますのでございます。

次に、林崎公園全体でございますけれども、環境整備としまして園内の除草、清掃を年8回、草刈りを年2回、中低木の剪定を年1回実施をしておりますのでございます。併せまして園路につきましては、路面が劣化しておりまして利用者が散歩やランニングがしにくい状況でございますので、また地元住民や公園利用者、スポーツ協会などから改修の要望があったことから、令和3年度にこちらも社会資本整備総合交付金を活用して園路の工事を行っております。

今議員の御提案のベンチの設置につきましては、他の公園で利用しなくなったベンチ、こちらを既設のパーゴラ、ベンチに一旦設置を今年度中にさせていただこうというふうに思っております。利用が高いようであれば今後既設の本当のパーゴラ、それからベンチの改修の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ありがとうございます。仮のベンチの設置を置いていただくということでございますので、今後そのベンチを置かれた後どのような使用状況なのか。また住民の反響はいかなるものなのかということをお聞きされて、今後すばらしい公園にさせていただければというふうに考えております。

一応ちょっと短かったですが、今回公園に関しての次世代の子どもに関して遊べる環境ということに対して質問は終わります。町長の質問に対しては、最後にもう1件ございまして、それが終わった後に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子） 2問目続けてどうぞ。

○議員（3番 高橋紳章） 次、2問目に入ります。平成地区の代替広場についての問いです。

現在、平成地区の広場については都市計画道路志免宇美線の拡張工事再開に伴い今まで使っていた場所、広場ですけれども——の確保ができなくなっております。地域住民や子どもたちの遊び場に非常に困っているということです。それに代わる場所の確保について現在宇美二丁目の町有地が候補とされていますが、現在はどの程度話し合いが進んでいる状況なのかということをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） まず前段の都市計画道路のお話が出ておりましたので、都市整備課のほうから御回答させていただきます。

都市計画道路志免宇美線の整備区域に該当いたします平成地区に属する広場については、志免宇美線の道路用地として先行取得をした経緯がございます。取得年月日は昭和62年に取得をしております。

しかし、道路整備開始時期が未定であること、当該地区にはまとまった公園が存在しないということから当時の行政区から要望により道路整備までの間、地域事業や子どもたちの遊び場として開放してきた経緯がございます。

しかしながら、御承知のとおり都市計画道路志免宇美線につきましては、近々整備が始まるということを福岡県から聞き及んでおります。

また、昨年6月には定例会一般質問においても、当該地区の公園整備について御意見を頂いております。さらに令和3年6月15日には平成自治会より代替広場の確保をお願いする要望書も提出をされております。

周辺に代替えが可能となる土地やスペースが見当たらない状況でございます。当町といたしましては今後当該道路の整備に併せて関係される地域の方々の意向に対し、真摯に検討を進める必要があると考えているところでございます。

そのような中、辻荒木地区に属する宇美二丁目の遊休町有地に対し、本年4月26日受付で辻荒木自治会、馬場自治会、上河原自治会、辻荒木シニアクラブの連名で、宇美二丁目地内町有地の解放についてということで要望書が提出をされております。

当課といたしましては、都市計画道路志免宇美線にかかります平成地区とも比較的近い立地条件であることや不特定の方が利用できる広場として、平成地区における広場の代替機能と期待できるものということを勘案いたしまして、6月に辻荒木の自治会長さん、それから同日また平成区の自治会長さんにも今回の町有地を共有しながらお使いいただくということについて説明を行っております。

今後は両自治会長の——自治会をはじめ皆様方の御意見を考慮しながら広場の整備を行う方針

としておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） すいません。宇美二丁目地内の町有地を所管しております管財課のほうから、今後のスケジュールにつきまして御回答させていただきます。

まず当地における登記地目が農地となっております。公園広場の整備を行うためには初めに農地転用の許可が必要な土地となります。現在は農地転用の申請に必要な各種造成関係の計画図等の作成を、これも外部委託せずに町の職員となる都市整備課の技術職員において作成している段階となります。しかし、広場として整備を行う際の各種仕様決定につきましては、地元関係の自治会との意向の調整等が必要でありますので、時間を要しているところであります。

順調に進めば本年10月下旬に農地転用の申請を行い、12月の定例議会におきまして整備工事に係る補正予算を計上させていただいて、来年3月の公園広場の竣工を目指していきたく。そして4月の供用開始を目指し鋭意努力しているところでございます。

なお、この土地に関しましては、宇美町の中で申しますと中心市街地に近く好立地な土地となっております。現状は遊休の町有地であることから当面の間として広場の整備を行いますが、将来的に町が掲げる将来的利活用方針が定まり、その時期が到来しましたらほかの用途として活用する可能性もございます。したがって、時限的な広場というふうな形になる見込みでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 御回答ありがとうございます。順調にお話が進んでいるというふうな受け止めました。

ただ、今後、町有地でそこが先々は町として使いたい、広場がなくなる可能性もあるということですので、そうなった場合の替えの広場というのをぜひともこれを機会に検討していただきたい。そうしないと、また町有地とか遊ぶ場所がなくなったことによってさらに子どもたちが遊ぶ場所がなくなり、それに要する時間が非常にかかってくると思います。これと並行して先々そういう計画がなされているのであれば、事前に早めに、そういう計画というのを同時に推し進めていただければなど。当然土地の所有も必要となってくると思いますけども、そのあたりも並行して検討していただければなどというふうに思います。

最後になりますが、町長にお尋ねいたします。これからの次世代の子どもたちが産み育て住みやすく親子たちが安心して遊べる場所の環境について積極的に取り組むことですが、今後どのようにお考えされているのかお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 6月の定例会において安川禎幸議員が同様の質問をされておりますので、その際に答弁した内容と重複する回答になるかと思いますが御回答をさせていただきます。

御提案の親子が安心して遊べる場所の整備につきまして6月定例会の私の答弁において、私自身の子育ての経験を交えながらお話をさせていただきました。私自身が子どもを連れて志免町のシーメイトに行き遊具で遊んだこと、またそのときに宇美町在住の親子も来ておられたこと、東平尾公園や大野城いこいの森公園にも行ったことがあること、また昭和の森猫石キャンプ場近くにあるアスレチックにも行きましたが木々が生い茂っていて、男の私でも非常に怖かったというふうな体験をお話しさせていただいたと思います。

6月定例会の私の答弁の結論といたしまして、親子が安心して自然と触れ合いながら遊べる環境を整えることは非常に大切であるし、私のやりたい政策の1つであると答弁をさせていただきました。その際、現時点では具体的な場所や規模についてこの場で申し上げる材料を持ち合わせていないと回答したことを御記憶のことと思います。

その後ということになりますが、現在町が保有している公共施設内を含め数か所をピックアップして、費用であるとか規模であるとか、補助金が見えるのか起債が見えるのか等々を調査するように6月議会終了後に調査するように指示を既にしておるところでございます。

ただ、町負担をできるだけ抑えたいことから補助金活用の調査研究等々、一朝一夕場所の特定には至っていないというのが現状でございます。町民アンケートの中でも子どもが遊べる公園のニーズが高いことは十二分に承知しておりますので、親子が安心して遊べる公園整備に向け、あらゆる選択肢を持って引き続き調査研究したいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 貴重な御意見ありがとうございました。町長がおっしゃってましたスピーディー化を持って取り組んでいくということなので、今後親子が安心して遊べる公園づくりに対して積極的に検討していただければなと思っております。

それでは、これもちまして私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 3番、高橋議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） 13時まで休憩に入ります。

11時54分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



通告番号3番。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 日本共産党の入江政行です。今まだコロナ感染が収束に向かっておりません。私も含めて身近な方が感染されております。日々の活動に対して感染対策を十分にして活動をやっていきたいと思っております、よろしく申し上げます。

それでは一般質問に入らせていただきます。

今日の課題としては、プラごみを資源化ということで質問させていただきます。

プラスチック資源循環促進法が2021年6月に公布され、2022年4月1日今年より施行されました。プラスチックは現代社会に不可欠なまあ素材である一方、2050年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする取組など、プラスチックを取り取り巻く様々な環境問題に対応していくにはプラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。この法律が、同法は原則とするのは3Rプラスリニューアブルの促進です。

3Rはリデュース、製造のために消費する資源を減らす、リユース、使用済み製品を繰り返し使用する、リサイクル、廃棄された製品を原材料として使用する、リニューアブル、製造に使用する資源を再生が容易なものに置き換え、廃棄を前提としないものづくりをすること、プラス、プラスチックについては単に捨てる量を減らすことだけではなく、捨てることを前提としない経済活動をするをを目指すことが必要と考えます。

プラスチックは選んで、減らして、リサイクルという3つの言葉がございます。選んでというのは、エコなプラスチック製品を選ぼう、減らして、使い捨てプラスチックごみのごみを減らそう、リサイクル、プラスチック製品は分別してリサイクルに協力しようという3つ言葉でございます。

また、プラスチックごみを減らすための行動、今日は5つ用意しております。1は、マイバッグを持参しレジ袋はもらわない。2、マイボトルを持ち歩きプラスチックのカップを減らす。3番目にマイ箸を持ち歩きプラスチックのスプーンやフォークを減らす。4番目にプラスチック製のストローの使用を控える。また5番目にスーパーなどで商品——食品を小分けするポリ袋の使用を減らすという5つの行動がございます。ここでちょっと質問に入りますけど、プラスチックごみの現在の町の状況をちょっと教えていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） それでは環境農林課の方から御回答申し上げます。

まず、プラスチックごみの宇美町の現状はということで、宇美町では容器包装プラスチック法に基づき平成21年4月から容器包装プラスチック、プラマーク、リサイクルマークが付いたやつでございまして、これを月2回収集し、宇美町・志免町衛生施設組合の宇美志免リサイクルセンターエコル、こちらへ搬入、こちらで選別いたしまして、圧縮梱包の二次処理を行いましてリ

サイクル業者へ引き渡しております。収集量といたしましては、町民の皆様の御協力により微弱ながら増加傾向にあります。令和3年度185.96トン、令和2年度183.20トン、平成31年度168.28トンとなっています。

プラスチック製品ごみにつきましては、特別に収集選別している訳ではなく可燃ごみとして収集しており、篠栗町にある須恵町外二ヶ町清掃施設組合のクリーンパークわかすぎ、こちらへ委託処理をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 今の話聞きますと、これ焼却には回してないという理解でよろしいんですか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 可燃ごみはございますが、焼却という言葉が正しいかどうかは分かりませんが、こちらはあのわかすぎの方でRDF処理されて大牟田リサイクル発電の方に搬入されております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） ごみ廃プラスチックは焼却から減量、資源化へという新たな方針が決まった。今後は全国的に新方針の流れが加速されることは間違いございません。これからは自治体、住民が主体となって我が町のごみ問題を我が事として考え、自らが出しているごみの実態を詳細に把握し、住民と自治体が力を合わせてごみの減量、資源化への取組み、快適なまちづくりを進めていく絶好の機会だと考えております。

コンビニやホテル、クリーニング店などにスプーンや歯ブラシ、衣類用ハンガーなど使い捨てプラスチック、製品プラというんですけれども、12品目について使用削減を義務付ける、これら製品プラを無償提供している小売業、飲食業等を対象業種に指定するとともに、これらを年間5トン以上を提供する事業者には有料化や再利用などの対応や削減目標の設定を義務付けるとなっています。

プラスチックごみの問題の根本的な解決には、リユース、リサイクルの推進ではなく、プラスチック生産、使用の目標制度と削減量を設定して大幅に削減する必要がございます。新たに生じる分別、回収費用や中間処理費用の大部分は自治体任せで、自治体にとって大きな負担となっております。

また焼却炉のある自治体は、現状プラスチックという助燃材を入れて湿ったゴミを燃やしているのが現状です。プラスチックごみを助燃材、燃えるごみとして燃やしていると。それで生ごみを

処理しているというのが現状でございます。

そこで2番目の質問に移りますが、プラスチックごみのごみは現在どのような処理をしているかというのをちょっと聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 今の御質問でございますが、先ほどの回答と重複いたしますけれども、近隣市町と同様に可燃ごみとして処理いたしております。ちなみに、古賀市、新宮町、志免町、宇美町の容器包装プラスチックにおきましては再生品としてリサイクルしておりますが、残りの4町におきましては可燃ごみとして処理されております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 可燃ごみとして処理してるってことですね、わかりました。

このデポジット制度の導入など、使い捨て容器包装の回収、選別まで事業者責任の拡大を行うことで、設計段階からごみとならない商品を作るといった動機付けにつながるということです。

デポジット制度ちゅうのをちょっと説明しておきます。デポジット制度というのは、使い捨て飲料容器などの回収を促すため、製品の販売時に預り金デポジットを価格に上乗せし、消費者が使用済み製品を回収システムに返却する際に、預かり金を返却する制度ということでございます。

マイクロプラスチックや漁具、農業用資材がもたらすプラスチック汚染問題全体を包括した施策が急務で、環境流出と大量焼却による気候変動問題を確実に改善していくことが求められています。国内で発生する年間850万トンのプラスチックごみの約47パーセントが使い捨ての包装容器でございます。プラスチックの大量生産と焼却処理に伴い発生する二酸化炭素は、地球温暖化を加速、海洋に流出するプラスチックごみの量は2050年には魚の量を超えるという予測もあり、早急な対策が求められています。

3番目にちょっと質問になりますけれども、プラスチックごみのリユース、リサイクルについて、町としてどのような取組をやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 御質問の件でございますが、先ほど議員が御説明されておりました今年4月に施行されました、プラスチック資源循環促進法によるプラスチックが使用されている製品のことだと思ひます。

宇美町では、平成21年度から容器包装プラスチックをはじめといたしまして、再生可能な資源物は宇美志免リサイクルセンターエコルへ搬入し、一般廃棄物のリサイクルに取り組んでおります。

今後は、御指摘のプラスチックごみに関しましても、宇美町・志免町衛生施設組合を含め志免

町及び宇美町とで慎重に協議を重ね、収集の問題、分別、二次処理までの流れを検討し、さらには二次処理施設のエコル、こちらは築13年になりますけれども、経年劣化しておりますので施設の改修等も考えられております。これらの内容を含めまして、十分に協議を重ね調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） わかりました。

これからはちょっと重要な問題なんですけれども、気候危機の問題とも重なりプラスチックゼロも地球と人類の未来にとって喫緊の課題です。基本的に化石燃料使用ゼロの脱炭素社会では、石油由来のプラスチックも製造できません。そこに向け計画的に削減、一部代替を進めていくことは不可欠です。

日本では今まで、廃プラスチックのほとんどを有効利用と称し、燃やし、サーマルリサイクル、エネルギー回収イコール熱回収、プラス単純焼却としてきております。実際には、廃プラスチックを燃やす、ごみ発電を奨励してきました。プラスチックの焼却は、ダイオキシンや重金属類、化学物質等の有害物質の発生源となり、焼却による生物への影響や地球温暖化等の環境破壊、環境汚染問題は深刻です。焼却中心ではプラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄に歯止めがかかりません。環境保全資源法、環境循環利用のために廃プラスチックをはじめごみを焼却し、温室効果ガスCO<sub>2</sub>を減らすことは許されないということです。

ここで、元小泉環境大臣の国会答弁でありますけど、それをちょっと紹介しておきます。小泉環境大臣が、熱回収のことをリサイクルという人がいる。我々はそういうことは言いません。これはリサイクルじゃありません。残念ながら日本国内でまだ熱回収のことをサーマルリサイクルと言ってる方が永田町でも自治体の中でもいらっしゃいますので、これは明確に環境省はもうリサイクルの中に入れることはありませんと、国会で答弁しております。

近年、プラスチックごみによる地球環境・生物汚染が大きな問題となり、深刻さの度合いを深めています。国際環境NGO環境調査エージェンシーは海洋汚染するプラスチックごみ、廃棄物が2040年までに現在の約3倍増える可能性があるとする報告書を公表、地球規模の緊急事態と警告しています。海洋プラスチックごみ、2025年までには推定2億5,000万トンに上がり、2040年に7億トンに達する見込みです。プラスチックが生物に取り込まれ、食物連鎖に悪影響を及ぼすとも指摘し、その結果、人類の健康を損なわない生物の多様性の喪失を促し、気候変動を深刻化させ、大規模で有害な環境変化を引き起こす恐れがあると警鐘を鳴らしております。

そこで4番目の質問になりますけども、宇美町としてCO<sub>2</sub>の削減の取組を考えているのか、

その辺をちょっと、今後取組を考えるか、またどういう方向で進むのか、答えていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） まず町といたしましては、平成31年3月に策定いたしました宇美町地球温暖化対策実行計画事務事業編でございますが、こちらに基づき公共施設LED照明への更新、空調機器の更新等の省エネ設備の導入や職員の取組といたしましては、空調機器の温度管理、クールビズ、公用車のエコドライブ等、CO<sub>2</sub>削減に努めております。町民の皆様におかれましても、個々でCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいただく広報への各月によるエコトークの掲載や、行事等での啓発の場があれば、CO<sub>2</sub>削減の協力を呼び掛けを行っております。

また、6月議会におきましてゼロカーボンシティ宣言を行いましたので、さらなるCO<sub>2</sub>削減のため、環境省が推奨しておりますゼロカーボンアクション30、エネルギーの節約や省エネ住宅の推奨、CO<sub>2</sub>の少ない交通手段の選択、食品ロスなど町としても推進し、行政、町民、事業者一体となって宇美町からCO<sub>2</sub>排出量の削減を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。それでは、福岡県の大木町は、プラスチックごみを専用袋指定袋に分別してルート収集を行っております。収集したプラスチックごみは油化して、燃料にリサイクルしております。公共施設等のボイラー等に使用しております。

また、鹿児島県の大崎町2006年から2020年の間に自治体別一般廃棄物のリサイクル率日本一を14回達成しております。2020年度リサイクル率は83.1%、全国平均は20%です。2030年までに使い捨て容器の完全撤廃、また脱プラスチックの実現を目標として掲げております。また大崎町もゼロカーボンシティ宣言を行っております。

ここでちょっと脱炭素に関して、農業分野での取組を1つ例をちょっと述べさせていただきたいと思います。4パーミル・イニシアチブという脱炭素社会の実現を目指すという取組が行われています。これちょっと簡単に言いますと、モモやブドウ等の果樹園に発生する剪定された枝を炭にして、その炭を土壌中に埋め、炭素を貯留する方法なんです。その草生栽培や剪定枝のチップ、堆肥等を使用する取組が行われてるちゅうことです。

ここで、町長に最後の質問になりますけれども、先ほど課長のほうからゼロカーボンシティ宣言を行ったんですけれども、町として脱炭素に関して今後どのような施策を考えているのか、取組を考えたのか、もし具体的なことがあれば話していただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 議員の発言の中にもございましたように、地球温暖化について住民が我が事として考えるきっかけにさせていただきたいと、一人一人のライフスタイルの転換について考えるきっかけとしてさせていただきたいとの思いから、今回の宣言を行ったものでございます。

近年の記録的猛暑や集中豪雨、大型台風などの自然災害が多発している状況は、私たち人類をはじめ全ての生物の存在そのものを脅かすものであり危機的な状況であるという風に考えております。こうした影響は地球温暖化の進行とともにさらに高まることが予想されており、気候変動の対応は国や地域を超えて取り組むべき喫緊の課題であろうというふうに考えております。温暖化の加速を抑え、世界全体が持続可能な発展を遂げるためには、科学的知見により産業革命前の地球平均気温上昇を1.5度までに抑えることが重要とされております。

本町ではこれまでも節電節水の奨励はもとより、3R、リデュース、リユース、リサイクルと呼ばれる使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす取組や、ごみの分別処理、また広報うみに毎月掲載しておりますが、いきいきリサイクル情報による譲ってほしい方と譲りたい方を結ぶリサイクル事業、加えてマイバッグ、マイボトルの推奨等々、様々な環境に配慮した取組を近隣自治体に先んじて進めてまいりました。しかし、まだまだやれることがあるように思えます。

今回の宣言は、町民一人一人が地球温暖化の危機的な状況を自らの問題として認識していただき、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素やSDGsの視点を日々の生活に取り込んでいただくきっかけとして、宇美町としてゼロカーボンシティを宣言したものでございます。この取組は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すというものであり、長期にわたる継続的な取組になってまいります。

先ほど御紹介した、これまで町として取り組んできた各種事業に加えまして、すぐできる取組、例えば食品ロスをなくすであるとか、環境に配慮した服を選ぶであるとか、働き方の工夫をするであるとかは、今すぐにでもできる取組でございます。

また中長期的なことになるかもしれませんが、役場の公用車を段階的に、ゼロカーボンドライブと呼ばれる電気自動車EV、プラグインハイブリッドPHEV、燃料電池自動車FCVに交換することなどが考えられます。また、車載用蓄電池は災害時の発電にも役立ちます。

今すぐにでもできることと、中長期的にやることが望ましいことを、すみ分けしながら、取り組む必要があると思っております。

現在、来年度の国の補助金の希望調査に手を挙げておりますので、採択されれば、令和5年度に地球温暖化対策実行計画の策定に着手し、まずは宇美町のCO<sub>2</sub>排出量及び九州をはじめとした現状を把握し、基礎となるデータをしっかり固めまして、宇美町の現状に即した脱炭素社会に向けた取組を打ち出したいと思っております。

またゼロカーボンシティに向けて、各種企業からの事業提案等も多く受けているところでござ

います。実行計画には、企業からの提案も参考にしながら、まずは計画を策定したいと考えております。

あらゆる主体と共有し、連携協力しながら脱炭素社会の実現に向けて、行動を加速させていく所存でございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 皆様、いろいろな取組をされているということで、まず安心したところでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号4番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 2番、安川禎幸です。まず、去る7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が演説中に銃撃されまして、尊い命を落とされました。銃規制が厳しい我が国においても、このような事件が起きたことは、国内外を問わず、多くの人々が衝撃を受けております。言論を暴力で封じようとする民主主義の根幹を揺るがすこのたびの暴挙は、断じて許されることではありませんし、いかなる理由があろうとも、テロや暴力によっては、何も解決されないことは明らかであります。

現在マスコミの報道は統一教会の問題、あるいは国葬の問題といったような方向にシフトしておりますが、私はここに安倍氏の御逝去を悼み、御遺族に心からお悔やみを申し上げるとともに、二度とこのような痛ましい事故が起きない世の中をつくっていかねばならないと、強く思うところでございます。

それでは、質問に移ります。

最新のデータによりますと、令和元年度の国民医療費、これは1年間の間に国民が診療に要した費用でございますが4兆4千3億895万円、これ前年度より1兆円ほど増加しているということですが、4兆円になっているということでございます。

平成元年度は約2兆円でした国民医療費が、平成25年度に4兆円を突破し、現在に至るまで右肩上がり増加しているという状況でございます。

令和2年度の宇美町の75歳以上の方が加入する、後期高齢者医療の1人当たりの医療費の金額、これが1億3千600万円でございますが、7年連続で、福岡県下で一番高い数値となっております。福岡県の医療費が、都道府県では全国で一番高いことを考えますと、全国の市町村でもトップクラスの医療費となっておりますというところでございます。

高齢者になりますと、実は私ももうすぐ前期高齢者になりますが、体にはたがきていろいろな

病気とか、体も弱ってまいります。病院にかかるのはごく普通の当たり前のことなのですが、それでも医療費が県で一番高いということになりますと、いろんな影響が出てまいります。

一例挙げますと、後期高齢者の医療費、それから介護保険にかかります介護給付費については、かかった金額に対しまして、ルール計算に基づきまして、市町村で負担するということになっております。例えば、後期高齢の医療費でしたら原則8%分、介護給付費は12.5%、これが市町村にかかってくるというところですよ。

ということは、宇美町は福岡県で一番高い比率で、後期高齢者医療費の負担金を支払っているという状況になっております。今後団塊の世代の方が高齢になられまして、高齢者人口がさらに増加することを考えますと、早急に医療費適正化の対策が必要になってまいります。

この医療費適正化と申しますのは、年々医療は高度化しております。例えばがんの治療とか、あと終末医療と呼ばれる治療です。あと新薬の開発、最近ではあのコロナウイルス感染症の薬の開発などで——開発されておりますが、医療にかかる単価、コストですね、いわゆる診療報酬と呼ばれるものですが、毎年上昇しております。

冒頭申しました、国民医療費が年々上昇しているということも、こういう背景がありますので、今後、医療費を下げるということは非常に困難、難しいのかなという状況です。

今、国が提唱しておりますのが、医療費の伸びを抑制すること、これを医療費の適正化と呼んでおります。これが今後重要になってくると思うところです。

そこで、宇美町の後期高齢者医療の医療費の状況についてお尋ねします。後期高齢者の1人当たりの額、県内の順位、ここ10年間の推移を、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 当町の医療費についての御質問でございますが、後期高齢者の医療費については、1人当たりの医療費と、それから療養給付等保険者負担金、この2つについて御回答させていただきます。

まず1人当たりの医療費につきましては、議員も御承知のとおり、福岡県内で一番高い数字となっております。令和2年度の額につきましては、136万3,160円となっております、2位の須恵町とは11万3,202円の開きがございます。

また、ここ10年間の県内順位の推移につきましては、平成25年度に一度だけ2位という状況がございましたが、それ以外の年度につきましては、全て1位という状況でございます。

また、令和2年度の療養給付費等保険者負担額の金額につきましては、54億4,172万1,954円となっております、この金額から現役並みの所得の保険者負担金等を除いた金額に、12分の1を乗じた金額を、療養給付費負担金として一般会計の方から支出している状況でございます。



○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 宇美町が1位という状況ですが、平成13年度は全国で1位になり、全国紙で新聞報道されたこともありました。

それでは、次に、後期高齢者は基本的に75歳からの制度ですが、そこに至るまでに加入します国民健康保険の医療費の状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 次に、国民健康保険の医療費の状況ということでございますが、これにつきましては1人当たりの医療費と保険給付費について、御回答させていただきます。

まず、令和2年度の1人当たり医療費につきましては38万9,539円で、県内での順位は60市町村中38番目となっております。また令和3年度の保険給付費につきましては、28億9,253万7,199円となっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。国民保険の医療費は60市町村中38位ぐらいということで、真ん中より下のあたりの順位になっているというところでございます。ありがとうございました。

続きまして、平成12年度から介護保険の制度が始まっております。この介護保険制度ですが、介護保険が始まる以前は、現在の介護給付費に当たる部分は、医療費の中に含まれておりました。つまり医療費と介護給付費はもともと同じものでございまして、表裏一体のものと言えます。

現在の宇美町の介護給付費の状況、1人当たりの額、県内の順位が分かりましたら、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 介護給付費につきましては、1人当たりの介護給付費を回答させていただきます。

令和2年度の1人当たり介護給付費は20万4,207円、福岡県内では60の市町村中59番目となっておりまして、介護給付費につきましては県内でも低い状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。介護は60市町村中の59位、一番下のほうというところですよ。非常に低いと。

それでは、先ほど医療と介護は表裏一体のものと話しましたが、市町村によっては介護のほうが高いというところもあります。医療費と介護給付費をプラスして、他市町村と比較したらどうなるか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 高齢者に関しましては、医療給付と介護給付のどちらも受ける機会がございます。後期高齢者医療費と介護給付費を合わせてみますと、令和2年度の1人当たりの金額は156万7,371円となり、福岡県内で一番高い1位となっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。2つ合わせたら一番高くなるというところですかね。ありがとうございます。

これだけ高いという、次、要因について、原因についてお尋ねします。まず、国民保険から後期高齢者に至りますまで、後期高齢者になると75歳以上となるわけですが、国民保険の、先ほど県内でも真ん中より後ろのほうの順位ですということですが、年齢階層別に見たらどうなりますか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 国民健康保険につきましては、ゼロ歳から74歳まで幅広い年齢層が加入しているものでございます。この年齢階層ごとの医療費ということでございますが、まずゼロ歳から64歳までにつきましては、1人当たりの医療費は28万5,907円となっております。これが65歳から69歳までとなりますと、44万471円と、大きく上昇になります。さらに70歳以上です、70歳から74歳までの年代になりますと、さらに高くなりまして56万6,559円と、年齢階層が高くなるほど医療費の負担が大きくなっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。やはりだんだん年を取ってきて、医療費が高くなってきて、最終的には県で1位になっているというところ、ただし、その前の段階では、国民健康保険の段階では、そう高い医療費でもないというところだと思いますが、60歳過ぎで会社を退職されまして、社会保険から国民健康保険に切り替えられる方が増えます。60歳以降、年齢が上がるにつれて、だんだん医療費も増えてくるというのは、社会保険の方も入ってこられているのかなあと思うところです。ありがとうございます。

それでは、この医療費の高い原因について分析されていると思いますが、入院、外来の医療費の状況、あと病気の種類から見た医療費の状況等分析されてましたら、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 総医療費に占める入院及び外来医療費の比率といたしましては、入院が62%、外来が38%で、入院医療費が占める割合の高さは、福岡県内で4位という状況でございます。

また、1人当たりの入院医療費が6万2,991円で、福岡県平均よりも約1.3倍高い状況と

なっていることから、入院医療費が総医療費に与える影響が大きいと考えております。

1人当たりの入院医療費が高い要因としましては、6か月以上の長期にわたる入院者の割合が福岡県内1位であり、長期入院にかかる医療費のみで総医療費の約20%を占めております。入院が長期化している背景には、環境面といたしまして、当町の病床の中でも、長期療養を目的とした病床数が多いことも要因として考えられます。長期入院の利用となる疾患の面から見ますと、血管疾患が21.2%、精神疾患が11.1%、整形疾患が30.4%という状況でございました。

また、そのほかの要因といたしまして、1件当たり80万円以上と、高額な医療費を要した割合が、総医療費の約30%を占めており、疾患の状況は長期入院と同様に、血管疾患及び整形疾患が目立つ状況でございました。

長期にわたり高額な医療費を要する人工透析の状況においても、福岡県平均よりも導入の割合が多く、総医療費の約10%を占めている状況でございます。

このように、何らかの基礎疾患が重症化した状態で医療にかかることで、1回の治療にかかる医療費が高額となり、入院期間が長期化することが、総医療費に影響を与えているということが分かっております。

一方、要介護認定者の有病状況を見ますと、最も多いのが血管疾患、続いて筋骨格系の疾患、認知症となっており、長期入院高額レセプトの原因疾患と一致している状況でございました。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。詳細に分析していただいてありがとうございました。

やはり長期入院が非常に多いというところは、医療費を押し上げているという状況になっていると思います。

続きまして、医療費が町の財政に与える影響についてお尋ねします。先ほども申しましたが、後期高齢者医療は原則的に医療給付費の8%、介護給付費の12.5%を自治体が負担するというルールになっております。一般会計が負担します後期高齢者医療の療養給付費負担金と介護給付にかかる負担金の推移、またこれらの負担金の一般会計に占める割合について、他市町村との比較とかが分かりましたら、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） それでは、財政課のほうから回答させていただきます。

まず一般会計が繰出金として支出、負担しております両給付費の状況、決算に占める割合でございますが、過去3年間の後期高齢者医療事業会計への繰出額のうち、後期高齢者医療給付費である療養給付費負担金の推移は、平成30年度が3億7,287万2,000円、平成31年度が4億2,545万3,000円、前年と比較しますと14.1%増、令和2年度が4億5,485万

円、前年度比6.9%増、令和3年度決算につきましては4億7,273万9,000円、前年度比3.9%増で、一般会計の歳出の決算に占める割合は約3.2%となっており、年々増加をしている状況でございます。糟屋地区内では一番高い割合となっております。

また、介護保険事業会計の繰出額のうち、介護給付費負担金の過去3年間の決算額ですが、平成30年度が2億7,408万1,000円、平成31年度が2億6,809万9,000円、前年度比2.2%減、令和2年度が2億5,117万6,000円、前年度比6.3%減、令和3年度決算につきましては2億5,461万1,000円、前年度比1.4%増で、一般会計の歳出決算で占める割合は約1.75%となっており、割合でいきますと、糟屋地区内では3番目となっております。

次に、他町、近隣町の状況につきましては、療養給付費負担金の額及び一般会計に占める割合は、令和3年度ですが、志免町が4億3,761万8,000円で、決算に占める割合が2.5%、須恵町が3億3,540万2,000円で、決算に占める割合が2.9%となっております。

また、介護給付費負担金の額及び一般会計に占める割合は、志免町が2億8,942万8,000円で、決算で占める割合が1.65%、須恵町が2億1,016万6,000円で、決算で占める割合が1.83%となっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） すみません、詳細にありがとうございました。やはり財政負担、かなりの部分が生じていて、年々増加しているのかなあとと思うところです。今後も、高齢化が進展して、さらにまた高齢者が増加すると思われませんが、今後の財政負担の推計を、もし知っていらっしやいましたら、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） 今後の繰出金に係る財政負担の推計について、まず後期療養給付費負担金についてですが、すでに予算化しています令和4年度においては、4億8,044万円で、令和3年度決算額と比較しまして約770万円、1.6%の増、令和5年、6年度は、令和3年度の財政改革推進プランの実績報告時のシミュレーションを元に算出しまして、令和5年度は約5億246万円で、令和3年度と比較して約2,972万円、6.3%の増、令和6年度は約5億2,405万円で、令和3年度と比較して約5,131万円、10.9%の増となる見込みです。

また、介護給付費負担金ですが、令和4年度においては決算見込額となりますが、2億5,817万6,000円となる見込みで、令和3年度決算額と比較して約357万円、1.4%の増、令和5年、6年度は、伸び率を1.4%と推計しまして、令和5年度は約2億6,179万円で、令和3年度と比較して約718万円、2.8%の増、令和6年度は約2億6,546万円で、

令和3年度と比較して約1,085万円、4.3%の増と見込んでいるところです。

したがって、後期療養給付費負担金、介護給付費負担金ともに、一般会計における財政負担につきましては増えることが予測されるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。非常に今後も財政負担が増える見込みというところになるかと思いますが、それでは、現在の宇美町の医療費適正化に係る体制についてお尋ねします。

平成30年に策定されました宇美町健康増進計画によりますと、乳幼児から高齢者まで全てのライフステージに応じた健康増進の取組を推進するため、全町民を対象にすとなっております。

現在、宇美町の体制ですが、住民課で後期高齢者あるいは国民健康保険の事務を所管されていると思います。ゼロ歳から就学前まではこどもみらい課、小中学校の義務教育になりますと学校保健は学校教育、成人保健いわゆる特定健診、健康診査、がん検診あるいは介護保険などは健康福祉課というふうに、部署が分かれていると思いますが、現在、医療費適正化の取組等、各課の連携の状況についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 先ほど申しあげました高医療費と介護に至った疾病の状況から、血管疾患は共通する課題であると言えます。血管疾患を予防することが介護状態を予防することにもつながっております。

そのため、血管疾患の発症リスクとなる生活習慣病の予防に関しまして、生活習慣病の予防は生まれたときから始まっているという観点で、主として、妊娠期から乳幼児期を担うこども未来課、学童期を担う学校教育課、成人期から高齢期を担う健康福祉課、給付を担う住民課におきまして、共通の思いで生活習慣病予防事業に取り組んでおります。

しかし、連携や効果検証におきまして、まだ不十分な点もあるというのが現状でございますので、今後、各課での取組の状況の共有や効果検証等を定期的実施し、連携をより強化してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。後期高齢者の医療費や介護給付費による財政負担は、今後、高齢化が進捗するにつれて重要な課題となってくるというふうに思います。町としても取り組む必要があるというふうに思うところです。

6月議会の国民健康保険の特別会計補正予算の質疑の中で、保険者努力支援交付金についての質疑がありましたが、このとき回答を聞いていますと、国保運営で努力している保険者に対して国から交付されているもので、国の評価では1,700市町村中の240位ぐらい、非常に上位

であるというふうな回答をされとったと思います。非常に高い評価を受けてるのかなあと。事業内容を見ましても、例えば、うみっ子健診でありますとか、各公民館で実施されているスロージョギング教室、非常に積極的に他町も取り組んでいないようなところも取り組んでいるというふうな取組状況を見て、かなり私的には頑張っているのかなというふうに思うんですが、非常によいものがあると思うんですが、それにもかかわらず、後期高齢については高い医療費になっているという状況になっております。

以上を考えてみますと、やはり抜本的な対策の見直しというのが必要ではないかなと考えるところではあります。

うみっ子健診の前身となりますスーパー食育事業の報告の中で、小学校5年生に健診をやったところ、3人に1人の生徒が既に血糖値が高かったという非常にショッキングな報告もございましたが、今後、医療費の適正化を進めるに当たり、各課取り組んでいる事業を統括、連携、さつき課長が言われた、強化する必要があるのではないかなというふうに思うところです。

そこでちょっと提案ですが、医療費適正化のプロジェクトチームというのをつくってはどうかかなというふうに思います。その中にぜひ考えていただきたいのが、その中で若手職員の登用を図ってはどうかかなというふうに思います。

2年前に本庁舎の1階フロア、住民窓口の改修の際に、若手職員も含めたプロジェクトチームがいろいろ提案を行いましてレイアウトが刷新されております。非常にコンパクトで分かりやすい配置になったというふうに好評を博しております。

この医療費適正化につきましても、関係課の若手の事務職員、あるいは保健師等の専門職、非常に優秀な方もおられますので、そういう方も含めた医療費適正化のプロジェクトチームをつかって、現代の問題点を抽出した上で、今後の町としての体制、機構、連携、あるいは保健師、栄養士といった専門職の配置など、全般にわたって検討してはどうかかなというふうに思うところです。その中で、各課またがる事業になりますので、まずこの医療費適正化を統括、管理する部署がちよっと曖昧になっているのかなあというふうにも思うところです。

あとポイントと思うのが、やっぱり専門職の配置。健診結果をもって保健指導を行うのは、やはり保健師や栄養士といった専門職になると思いますので、この中でまたその辺も検討いただけたらなあというふうに思います。

それから、その医療費適正化といっても、目標をどうするのかというところで、最近、目標の見える化というのがよく話題に上るところですが、住民の方にも分かりやすい目標を設定すると。漠然とした目標ではなく、例えば、5年以内に後期高齢者医療費県1位から脱却するとか。それじゃなくてもいいんですが、そういった誰が聞いても分かるといった目標を設定してはどうかかなあというふうにも思うところです。

第7次総合計画に併せまして、今後、先ほど出てきました宇美町健康増進計画。これは、健康増進法に基づいて市町村が策定するもので、宇美町の健康づくりの指針となる計画であるというふうに思いますが、見直しを行われると思いますが、その基本方針の中に、この医療費適正化という項目であるとか、あるいは1位から脱却するとかいう目標、あとプランとかで盛り込んではどうだろうかというふうに思うところです。

私がちょっと今思っていることをつらつらお話ししましたが、この件、回答は不要ですが、従来とは違った発想での取組を期待しているところでございます。

では最後に、現在、今後の宇美町の未来に向けて第7次総合計画の策定が始まっておりますが、安川町長のビジョンの中にあります、全ての町民が健康寿命を延ばし、支えながら安心して暮らせるように、保健・福祉が充実したまちづくりについての考えをお聞かせ願えたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 当町の後期高齢者医療費につきましては、前述、担当課長が語る御説明したとおりでございます、医療費が年々伸びている状況でございます。後期高齢者の医療費は県内第1位という不名誉なものがずっと続いておりまして、まさに、どげんかせんといかんという思いでおります。

長期入院に及ぶものが、骨折をはじめとした整形のもの、また、脳梗塞や慢性腎臓病、透析等がございますけども、そういったものの血管の疾患であるというふうになっております。

じゃあなぜ宇美町だけがそういったものが多く、何年も1位が続いているのかというのが、私も不思議でならないんですね。宇美町の人だけが骨折をするはずもなく、宇美町の周りである須恵町、志免町、太宰府、大野城、この辺と特段食生活が変わるはずもなくというふうな疑問を、先日も担当課長に投げかけたところでございますけども、そういった意味で、医療費の分析というか、医療費の効果等々の分析が少し甘いのではないかいなというところを私も考えておるところでございます。

今後、後期高齢者の人口は、全国において2024年を境に増加率が緩やかとなりまして、2032年からはマイナスの増加率となることが予想されております。

当町においても、2035年から2040年にかけてマイナスの増加率となる予測でございます。それに対しまして、支え手である74歳以下の人口も2025年以降伸びが緩やかとなりまして、2040年を境に全人口に占める75歳以上の人口の割合が上昇していくため、支え手の負担を減らすためには医療費対策の強化が必須であるというふうに考えております。

また、私の所信表明の中でも、保健・福祉が充実したまちづくりを実現するために生活習慣病の発症及び重症化を予防するための保健事業を行うということを申し上げたところでございます。

この先には、医療費、介護給付の抑制があるものと認識しておりまして、町として重点的に取り組むべきところはここであるというふうに強く考えているところでございます。

この問題は一朝一夕に解決できるとは考えておりませんが、まず一步を踏み出さないとゴールには近づかないというふうに思っております。5年先、10年先を見据えた効果的な対策を検討しまして、先ほどお話ししました2040年に向けた医療費対策を進めてまいります。

また、議員が提案された取組の強化、医療費適正化のPTをつくってはどうかとかいう御提案をいただきましたけれども、機構改革も含めて、係を設置するのがいいのか、PTで各課横断的にやったほうがいいのか等々も検討させていただいて、柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 答弁ありがとうございました。非常に気持ちが伝わった答弁だったと思います。

実は、私も役場在職中は、所管の課に在籍したこともございまして、なかなかこの事業を行うという難しさは分かっているつもりでございます。

この医療費適正化ですが、これを行うことでいろいろな相乗効果が起こってくるというふうに思います。まず、医療費に対する財政的な負担金の軽減。入院が減少しますと、結果的に健康な高齢者の方が増えます。すると健康寿命も延びて、元気な高齢者が増える、町の活性化につながるというふうになるのかなあというふうに思います。

安川町長がいつも言われますスピード感、突破力、これを生かして、職員の皆さんの頑張りに期待したいというふうに思います。我々も支援を惜しみませんので、よろしくお願いします。

未来の宇美町が一層活気ある町になりますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了いたします。本日は御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会することにいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時00分散会

---